



10月1日(月)から 乗合タクシーの 運行が始まります！

亀山市乗合タクシーとは？



地域公共交通の充実を図るために、4輪運転免許を持たない65歳以上の人や心身の理由で自動車を運転できない人などの利用者の予約に応じて、他の人と乗り合いにより、あらかじめ定めた出発地(地域停留所)から目的地(市内の公共施設、鉄道駅などの特定目的地停留所)まで、利用しやすい料金で運行するサービス

乗合タクシーの概要

運行開始時期 10月1日(月)～

利用対象者

亀山市民で、運行車両への乗り降りに介助などが
必要なく、次のいずれかに該当し、事前に利用登録
をされた人

- ① 満65歳以上満75歳未満で4輪運転免許がない人
- ② 満75歳以上の人
- ③ 4輪運転免許を自主返納した人
- ④ 心身の理由で4輪運転免許を取得できない人
- ⑤ 心身の理由で自動車を運転できない人

運行形態

利用者の予約に応じて、他の人と乗り合いにより、
定められた出発地(地域停留所)から目的地(特定
目的地停留所)までを運行

運行日 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始
[12月29日～1月3日])は運休

運行時間 午前10時～午後3時

運行車両

運行事業者が所有するセダン型のタクシー車両

出発地と目的地

各自治会1～2カ所程度を出発地(地域停留所)と
します。なお、目的地(特定目的地停留所)は、原則
として市内の公共施設とします。

※民間施設については、負担金(年間50,000円)をご
負担いただくことで目的地に追加します。

利用料金

乗降場所に応じて1人500円、1,000円、1,500円

※乗り合いとなった場合は、

1人400円、800円、1,200円

※料金は乗務員に直接支払います。

※乗降場所ごとの料金は、今後作成するパンフレッ
トなどに掲載します。

説明会開催・利用登録の申請受付

8月～9月に各地区コミュニティセンター、市
役所、関支所、あいあい、加太出張所を会場に、乗
合タクシーについての説明会を開催します。

また同時に、利用登録の申請受付を行います。
※説明会の日程などは、広報かめやま7月16日
号でお知らせします。

利用方法

①電話で予約します

- ① 名前、電話番号、
利用カードに記載の登録番号
- ② 利用したい日時
- ③ 出発地(地域停留所)、
目的地(特定目的地停留所)
をお伝えください。



②確認の電話が入ります

利用日前日の午後3時～5時に、お迎えにあがる
時間の確認の連絡があります。



市では、地域公共交通に関する下記の課題を解消し、市民の身近な交通手段を確保するために、バスとタクシーの中間的なサービスである乗合タクシーの運行を開始します。

- ①バス型車両での集落内の狭い道の運行や新規路線の運行は物理的にも財政的にも限界がある
- ②交通不便地域などにお住まいの方の移動手段の確保
- ③超高齢社会を迎えるなかで、運転免許の返納後の交通手段をどのように確保するか? など

問合せ先 産業振興課商工業・地域交通グループ (☎84-5049、✉shokogyo@city.kameyama.mie.jp)

特定目的地停留所の募集について

「特定目的地停留所」の設置を希望される事業者を募集します。乗合タクシーは、出発地(地域停留所)と公共施設の目的地(特定目的地停留所)を結ぶ運行ですが、民間施設については年間50,000円をご負担いただくことで目的地に追加します。

設置期間 平成30年10月～平成32年3月

募集期間 5月1日(火)～6月30日(土)

応募資格

- ▷ 亀山市内の施設(医療施設、商業施設、金融機関)であること
- ▷ 年間50,000円をご負担いただけること(平成30年度は25,000円、平成31年度は50,000円の合計75,000円)

メリットなど

- ▷ 停留所の設置により、施設への利便性が向上し、来客者の増加につながりやすい
- ▷ 乗合タクシーの利用案内パンフレットなどに特定目的地停留所として掲載するので周知につながる

応募方法

停留所設置を希望される事業者は、産業振興課商工業・地域交通グループへ、電話またはEメールでご連絡ください(詳しい内容や手続きなどを案内)。



乗合タクシー愛称・シンボルマーク募集しています!

10月1日(月)から運行を開始する乗合タクシーを広く周知し、興味や機運を高め、愛着や親近感を深めていただくために愛称・シンボルマークを募集します。

募集内容 次の3つをテーマにして募集

- ① 亀山らしさがあるもの
 - ② 乗合タクシーを広くPRでき、イメージ向上につながるもの
 - ③ 乗合タクシーを利用する人に活力と元気を与えるもの
- ※応募規定など詳しくは応募用紙をご覧ください。

応募資格 年齢や住所などは問いません。

※応募作品は、1人または1団体につき3点まで

募集期間 5月1日(火)～31日(木)(必着)

愛称・シンボルマークの使用法

- ▷ パンフレット、乗合タクシーの乗降場所を示す標識、乗合タクシー車両の側面に張り付けるマグネットシートなどに使用します。
- ▷ その他、乗合タクシーの利用促進に関わる取り組みで作成する物品、資料などに使用します。

賞および副賞

- ▷ 最優秀賞1点 賞金50,000円(愛称等採用作品)
- ▷ 優秀賞2点 賞金10,000円(最優秀賞に次ぐ優れた作品)(受賞者が中学生以下の場合は、相当額の図書カード)

応募方法 応募用紙に、愛称・シンボルマークや必要事項を記入の上、商工業・地域交通グループへ持参または郵送してください。

※応募用紙は、市役所、関支所、あいあい、加太出張所、各地区コミュニティセンターに備えています。また、市ホームページ(商工業・地域交通グループのページ)からもダウンロードできます。

③ 出発地(地域停留所)から乗車します

予約があった時間にお迎えにあがりますので、出発地から乗車し、利用料金をお支払いください。



④ 目的地(特定目的地停留所)で降ります

順番に乗り合いにより運行しますので、目的地でお降りください。

